

No. 568 2014. 7

STATISTICS KOCHI

高知家

統計高知

特集

- ・ 毎月勤労統計調査地方調査年報（平成25年）
- ・ 平成23年度市町村経済統計の概要

高知県は、ひとつの大家様です。



高知家

高知県総務部統計課
高知県統計協会



目次

特集

- 毎月勤労統計調査地方調査年報(平成25年) 1
- 平成23年度市町村経済統計の概要 13

統計資料

- 高知県の主要指標 28
- 高知県推計人口及び人口動態
平成26年7月1日現在の結果概要 30
〈統計表〉
 - 男女別、年齢別・割合(3区分)、世帯数 32
 - 男女別、年齢別(5歳階級) 34
 - 自然動態、社会動態 39
- 高知市消費者物価指数〈平成26年5月分〉 40
- 高知県金融経済概況〈平成26年7月公表〉 48
- 鉱工業生産指数の動向〈平成26年4月〉 54
- 毎月勤労統計調査地方調査〈平成26年4月分〉 58

高知県の主要統計 72

その他

- 高知県統計協会特別会員募集のご案内 78
- 平成26年度の統計刊行物一覧表 79
- 2015年(平成27年)版 高知家手帳 予約受付中 80

＜利用者のために＞

- 1 統計表によっては、端数処理の関係で総計と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 2 特に注意書きのない限り、統計表の「年」は暦年(1月～12月)、「年度」は会計年度(4月～翌年3月)を示します。
- 3 人口については、平成22年10月1日(国勢調査期日)を基準として毎月1日現在の推計人口を掲載しています。
- 4 表中の符号は、つぎのとおりです。
 - 「△」…減少またはマイナス数値
 - 「0」…単位未満(表章単位に満たないもの)
 - 「―」…皆無(該当数値がないもの)
 - 「…」…不詳(数値が得られないもの)
 - 「x」…数値が秘匿されているもの
 - 「p」…暫定数値・速報数値
 - 「r」…訂正数値・確定数値

(1) 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計で、「地方調査」は雇用、給与及び労働時間について、高知県における変動を明らかにすることを、「特別調査」は全国調査及び地方調査を補完することを目的としています。

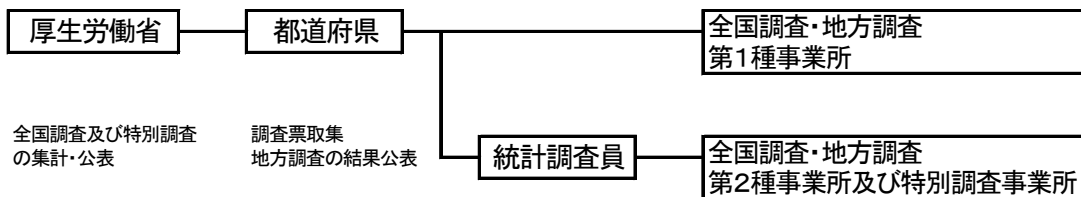
(2) 調査の体系

対象とする 事業所の規模 (常用労働者)	調査の種類		
	全国調査	地方調査	特別調査
30人以上	毎月対象 (第一種事業所)		対象外
5～29人	毎月対象 (第二種事業所)		
1～4人		対象外	年1回対象

(3) 調査の対象

日本標準産業分類に基づく、16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する事業所を対象に、「地方調査」は、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣が指定する約600事業所について、「特別調査」は、平成25年7月1日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する約400事業所を対象としています。

(4) 調査の系統



(5) 調査事項の定義

ア 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

① 現金給与総額

以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。

- ② きまって支給する給与（定期給与）
労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
- ③ 所定内給与
きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。
- ④ 所定外給与（超過労働給与）
所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- ⑤ 特別に支払われた給与（特別給与）
労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
 - a 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
 - b 支給事由の発生が不定期なもの
 - c 3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当等)
 - d いわゆるベースアップの差額追給分

イ 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

- ① 総実労働時間数
次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。
- ② 所定内労働時間数
労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。
- ③ 所定外労働時間数
早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。
- ④ 出勤日数
業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

ウ 常用労働者

事業所に使用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、

- a 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- b 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者

のいずれかに該当する者のことをいう。

- ① 一般労働者
常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者
- ② パートタイム労働者
常用労働者のうち、
 - a 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - b 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者のいずれかに該当する者のことをいう。

(1) 平成 19 年 11 月に日本標準産業分類が改訂され、毎月勤労統計調査は平成 22 年から新しい産業分類で集計されています。平成 21 年以前と接続しない産業の指数、前年比及び前年差は、算出できないため、表中において「-」と表記しています。

なお、平成 21 年以前の結果との接続については、厚生労働省の Web ページ (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-hyosyo.pdf>) を参照ください。

(2) 鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、複合サービス事業については、調査事業所数が少ないため公表できませんが、調査産業計には含まれています。

(3) 指数のギャップ修正

毎月勤労統計調査は、標本統計調査です。事業所の調査に伴う負担軽減のため、一定の周期で事業所の抽出替えを行っています。

その際、新・旧調査結果のギャップ（断層）が必然的に生じますが、このギャップの影響を少なくするために「ギャップ修正」を実施しています。

ただし、この「ギャップ修正」は指数についてのみ行っており、実数については過去に公表した数値の修正は行っていません。

(4) 指数の基準時点

指数は平成 22 年を基準時(平成 22 年平均=100)としています。

(5) 対前年増減率

対前年増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップを修正した指数により算出しているため、実数で計算した場合と必ずしも一致しません。

前年比の算式：

(当該年各月分の平均－前年各月分の平均) / 前年各月分の平均 × 100

(6) 実数値

・実数値は、労働者数をウェイトとする 1 か月当たりの加重平均値です。

・「-」は該当データの無いものを示し、「x」は標本数が寡少につき秘匿のため公表できないもの、「0」は集計単位未満のデータ量を示しています。

(7) 実質賃金指数の算式

名目賃金指数 / 高知市消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合指数) × 100

(8) 労働異動率の算式

労働異動率(入職率、離職率)の算式は次のとおりです。

月間の増加(減少) 常用労働者数 / 前月末常用労働者数 × 100

労働異動率の年平均は、1 月分から 12 月分の異動率の単純平均です。

II 調査結果の概要（事業所規模5人以上）

1 賃金

(1) 賃金の動き

- ① 常用労働者1人平均月間現金給与総額は、282,604円
- ② きまって支給する給与は、238,293円
- ③ 特別に支払われた給与は、44,311円

○本県及び全国の賃金の動き（調査産業計）

（単位：円）

		現金給与総額	きまって支給する給与			特別に支払われた給与
			所定内給与	超過労働給与		
高知県	平成23年	277,599	234,036	219,320	14,716	43,563
	24	283,188	237,919	221,992	15,927	45,269
	25	282,604	238,293	221,441	16,852	44,311
全国	平成23年	316,792	262,373	244,001	18,372	54,419
	24	314,127	261,585	242,824	18,761	52,542
	25	314,054	260,353	241,250	19,103	53,701

(2) 産業別賃金

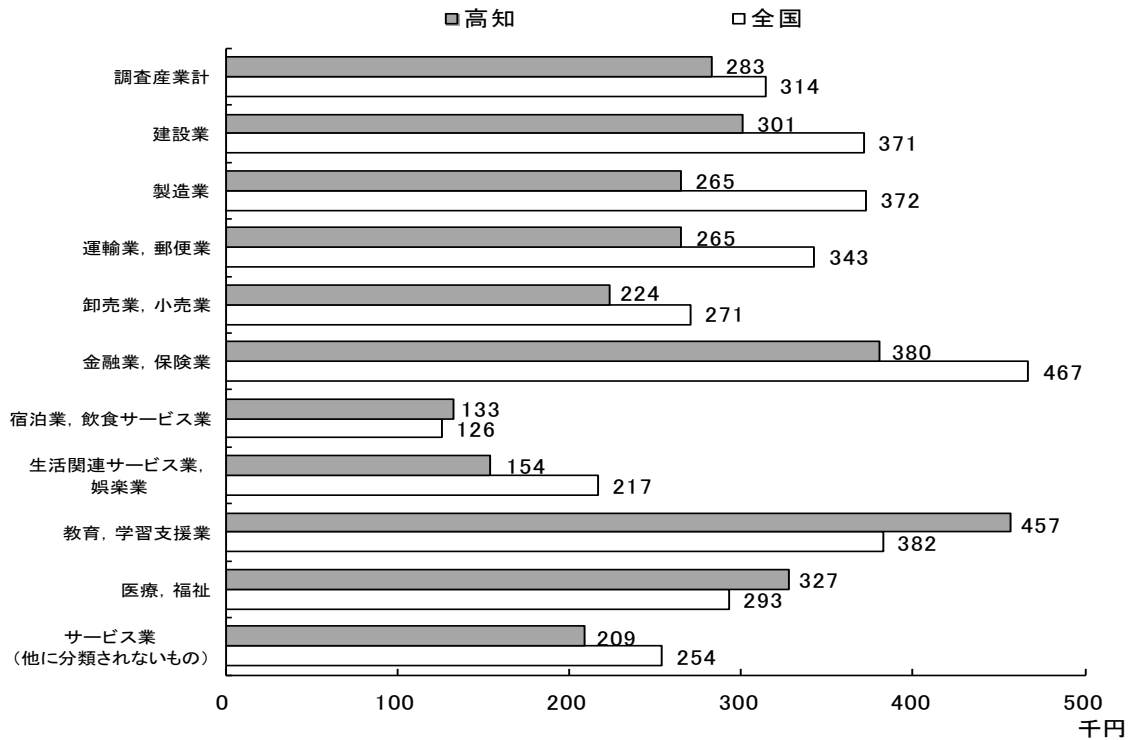
- ① 現金給与総額は、「教育，学習支援業」が最も高く、「宿泊業，飲食サービス業」が最も低い。
- ② 超過労働給与は、「運輸業，郵便業」が最も多く、「教育，学習支援業」が最も少ない。

○産業別にみた賃金（調査産業別）

（単位：円）

平成25年	調査産業計	建設業	製造業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）
現金給与総額	282,604	300,958	265,031	265,397	223,801	380,357	132,524	154,264	456,738	327,263	208,987
きまって支給する給与	238,293	274,584	229,054	240,699	189,886	320,654	128,694	150,252	334,733	271,253	186,149
所定内給与	221,441	256,988	209,677	203,039	181,250	305,888	119,042	145,397	331,804	244,706	173,867
超過労働給与	16,852	17,596	19,377	37,660	8,636	14,766	9,652	4,855	2,929	26,547	12,282
特別に支払われた給与	44,311	26,374	35,977	24,698	33,915	59,703	3,830	4,012	122,005	56,010	22,838

○本県及び全国の賃金の比較（現金給与総額）



(3) 賃金（現金給与総額）の状況－産業別－

～全国を100とし、産業別に比較～

- ① 調査産業計でみると **90.0** で、全国平均より **10.0** ポイント下回った。
- ② ほとんどの産業で全国を下回っているが、「教育、学習支援業」と「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」では全国平均を上回っている。

	全国=100										
	調査産業計	建設業	製造業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）
平成25年	90.0	81.1	71.2	77.4	82.7	81.4	105.3	71.2	119.5	111.8	82.3

(4) 賃金（現金給与総額）の状況－男女別－

- ① 男性を100としたとき、女性は調査産業計でみると **66.3** で、前年(66.9)より **0.6** ポイント下回った。
- ② 産業別では、「卸売業、小売業」で **52.2** と最も格差が大きい。

	(単位:円、%)										
	調査産業計	建設業	製造業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）
男	339,851	322,292	317,169	288,283	292,182	471,273	164,658	206,490	503,502	484,035	244,225
女	225,292	187,442	167,533	152,419	152,464	257,318	118,738	108,142	408,677	285,773	143,411
男性=100とした女性の割合	66.3	58.2	52.8	52.9	52.2	54.6	72.1	52.4	81.2	59.0	58.7

(1) 労働時間の動き

- ① 常用労働者 1人平均月間総実労働時間は、**149.6**時間
- ② 所定内労働時間は、**140.8**時間
- ③ 所定外労働時間は、**8.8**時間

(単位:時間)

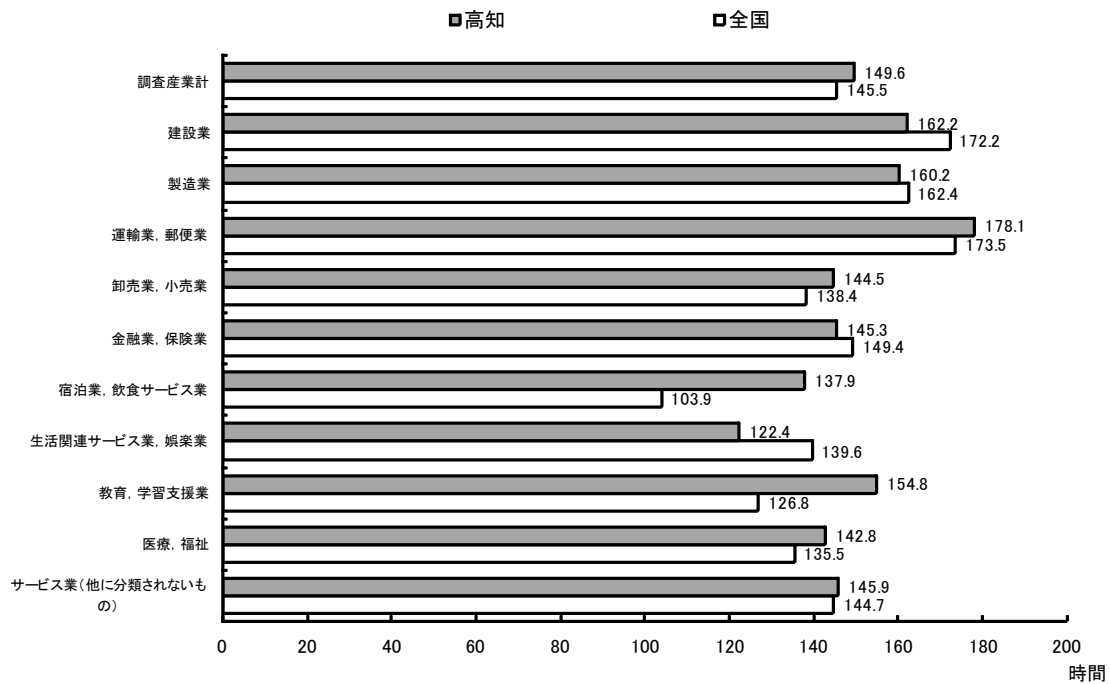
		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
高知県	平成21年	146.4	138.6	7.8
	22	147.4	138.6	8.8
	23	148.9	139.8	9.1
	24	148.6	140.3	8.3
	25	149.6	140.8	8.8
全国	平成21年	144.4	135.2	9.2
	22	146.2	136.2	10.0
	23	145.6	135.6	10.0
	24	147.1	136.7	10.4
	25	145.5	134.9	10.6

(2) 産業別労働時間

- ① 総実労働時間は、「運輸業、郵便業」が **178.1**時間で最も長く、以下「建設業」、「製造業」と続き、最も短い「生活関連サービス業、娯楽業」で **122.4**時間となっている。
- ② 所定外労働時間は、「運輸業、郵便業」で最も長く、「生活関連サービス業、娯楽業」で最も短い。

(単位:時間)

平成25年	調査産業計	建設業	製造業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業(他に分類されないもの)
総実労働時間	149.6	162.2	160.2	178.1	144.5	145.3	137.9	122.4	154.8	142.8	145.9
所定内労働時間	140.8	151.3	147.6	155.9	137.9	138.3	129.4	118.8	149.6	136.4	135.2
所定外労働時間	8.8	10.9	12.6	22.2	6.6	7.0	8.5	3.6	5.2	6.4	10.7



(3) 労働時間（総実労働時間）の状況－産業別

～全国を100とし、産業別に比較～

- ① 調査産業計でみると **102.8**で、全国をやや上回っている。
- ② 産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」が **132.7**で最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」、「建設業」、「金融業、保険業」等は全国を下回っている。

	全国=100										
	調査産業計	建設業	製造業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業(他に分類されないもの)
平成25年	102.8	94.2	98.6	102.7	104.4	97.3	132.7	87.7	122.1	105.4	100.8

(4) 労働時間（総実労働時間）の状況－男女別

- ① 男性を100としたとき、女性は調査産業計でみると **85.1**で、前年(**85.1**)と同じである。
- ② 産業別では、「生活関連サービス業、娯楽業」で最も格差が大きい。また、「教育、学習支援業」では、女性が男性を上回っている。

	(単位:時間、%)										
	調査産業計	建設業	製造業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業(他に分類されないもの)
男	161.6	165.9	168.7	185.1	156.5	149.3	142.3	150.2	154.6	157.1	156.4
女	137.5	142.1	144.6	143.5	132.0	139.8	136.1	97.7	155.0	139.0	126.2
男性=100とした女性の割合	85.1	85.7	85.7	77.5	84.3	93.6	95.6	65.0	100.3	88.5	80.7